

# グローバル・フードバリューチェーン戦略検討会開催要領

## 第1 趣旨

今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、我が国の食産業の海外展開と途上国等の経済成長の実現を図るため、官民が連携して、高品質・健康・安全等の我が国の「強み」を活かしたフード・バリューチェーン（FVC）の構築を進めていくことが重要な課題となっている。日本の食産業の海外展開による FVC 構築を通じて日本食をはじめとする食のインフラ輸出を推進する必要がある。

途上国においても、従来のODAによる生産体制の整備から、日本の食産業の民間投資と組み合わせたバリューチェーン構築への支援ニーズが増加している。

平成 25 年 5 月に経協インフラ戦略会議（議長：内閣官房長官）が策定した「インフラシステム輸出戦略」においても、官民連携による農業インフラシステムの海外展開や食品産業の海外展開と経済協力の連携によるバリューチェーン構築支援が主要分野に位置付けられている。

他方、食産業の海外展開等によるフード・バリューチェーンの構築には、進出先国の生産・流通・消費体制、投資等の規制・制度、食品の規格・基準、商慣習、人材、税制、インフラ（道路、灌漑、港湾、電力等）等地域ごとに様々な課題がある。

このような状況を踏まえ、官民連携による日本の「強み」を活かした海外におけるフード・バリューチェーン構築のための戦略の検討を行うため、「グローバル・フードバリューチェーン戦略検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

## 第2 主な検討事項

- (1) 日本の食産業の海外展開等によるフードバリューチェーン構築の課題と対応
- (2) 日本の食産業の海外展開等によるフードバリューチェーン構築における官民連携と役割分担のあり方
- (3) 官民連携による日本の強みを活かした海外におけるフードバリューチェーン構築のための戦略（総合戦略と潜在的成長力の高い地域別戦略）

## 第3 検討会の構成

- (1) 検討会は別紙に掲げるメンバーにより構成する。
- (2) 必要に応じて検討会のメンバーを追加・変更できることとする。

## 第4 検討会の運営

- 1 検討会の議事進行は座長が行う。座長は座長代理を指名することができる。
- 2 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 検討会の議事は、個別企業の事業運営等に関わる内容も含まれることから、原則非公開とするが、座長の判断により公開とすることができる。会合終了後、議事要旨を農林水産省のホームページに掲載する。
- 4 検討会の庶務は、農林水産省大臣官房国際部国際政策課及び食料産業局企画課の協力を得て、農林水産省大臣官房国際部国際協力課が行う。